

第 29 回京都府後期高齢者医療協議会の開催結果について

後期高齢者医療協議会を令和 8 年 1 月 19 日（月）、以下のとおり開催しましたので御報告します。

1 開催日時

- (1) 日時 令和 8 年 1 月 19 日（月）13 時 30 分～14 時 30 分
- (2) 場所 京都経済センター 6 階 6-B
- (3) 委員 委員名簿のとおり（出席者 8 名、欠席者 4 名）

2 議題等

- (1) 第 10 期（令和 8・9 年度）保険料率の試算状況について
- (2) 後期高齢者医療制度の動向について

3 委員からの主な意見等（○…委員、⇒事務局）

- (1) 第 10 期保険料率の試算状況について
 - 国・府と調整中の保険料抑制対策はいつ頃決定される見込みか。
⇒ 今月中に決定する見込み。
 - 基金の充当など抑制対策に取り組んでいただいているが、それでも保険料は増額となる。予想される被保険者の反応、それに対する対応をどのようにされるか。
⇒ 保険料の増額や、子育て支援納付金について、なぜこうなるのかといった問い合わせが予想され、厚労省や子ども家庭庁からの資料などにより、丁寧な説明を行いたい。
 - 準備基金はどういう性質のものか。
⇒ 保険料増加抑制対策のため令和 3 年度に創設し、決算剰余金から保険料抑制のために積み立てているもの。京都府だけでなく他の広域連合でも剰余金を保険料抑制のため積み立てている。
 - 前回の保険料率改定時に準備基金を使っていないのはなぜか。
⇒ 令和 4・5 年度の第 8 期保険料率改定時に使ったため、令和 6・7 年度の第 9 期保険料改定時には基金残高がなかった。第 9 期の保険料率設定後に決算剰余金

から 25 億円を積み戻し、令和 6 年度に 15 億円積んで、今の段階で 40 億円ありそれを今回取り崩す。

○ 今回 40 億円使うと、次期改定で準備基金は使えないのか。

⇒ 医療給付費だけで年間 4,500 億円を超えており、不足のないよう予算をたてているが、そのうちの 1 %でも 45 億円になり剰余金が発生する。過去数年間の実質収支で、だいたい 50 億円近く決算剰余金が出ており、その中から基金に 20 億円積んでいけると考えている。

(2) 後期高齢者医療制度の動向について

○ 高額療養費制度について、年間上限が設けられるとのことだが、月ごとの医療費が月額上限の基準以下でも適用されるのか。

⇒ 高額療養費制度の多数回該当は、直近の 1 年間で月単位の限度額が 4 回該当あれば適用される。月額上限以下でずっと医療にかかられていてこれまで多数回該当にならなかった方についても、新たに年間上限を設けることで年間の負担が限度額以上にならないようにするもの。ただ事後的にしか確認できないので、どのような形で還付するかは今後の制度設計で議論されるところ。

○ 保険料改定、医療保険制度改革について、我々は詳しく説明いただいたが、一般の被保険者の方々にもよくわかるような広報をお願いしたい。

⇒ 保険料改定、医療保険制度改革について、なぜこうなるのかということについて被保険者の方にご理解いただけるよう、こういった広報媒体を使って、どのように説明していくか考えていきたい。